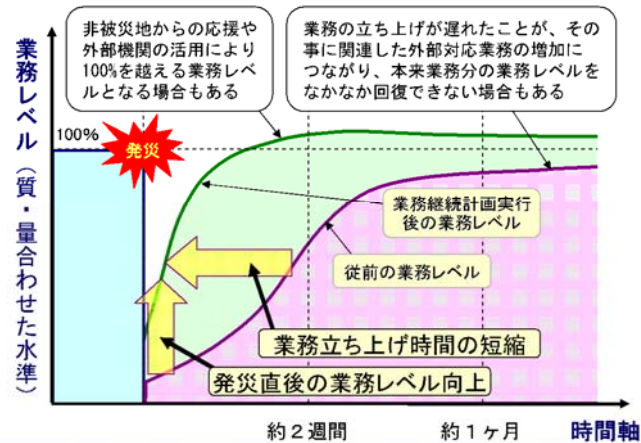


業務継続計画（BCP）について

業務継続計画とは

※民間ではBCP(事業継続計画)

- 緊急時(自然災害、大火災、感染症・・・)に
- 優先業務を継続・早期再開・開始するための備え
- 優先業務 = 応急業務 + 通常業務



1/10

従来の防災と業務継続の取組みの違い

	従来の防災	業務継続
前提	■自らの被災は必ずしも想定せず	■自らの被災を想定
目的	■人命の安全確保 ■物的被害の軽減	(従来の防災の考え方に加えて、以下の視点を新たに追加) ■中核事業や優先業務の継続・早期復旧
指標	■死傷者数 ■物的被害額	■目標復旧時間・復旧レベル ■経営や関係者への影響
対象業務	■応急対策業務	■中核事業や優先業務 (応急対策業務+通常業務)
既存の計画等	■地域防災計画(自治体) ■下水道の地震対策マニュアル ■下水道事業における災害支援時に関するマニュアル	■本マニュアル ■下水道BCP(自治体)

注) NPO法人事業継続推進機構「標準テキスト第3版」等を参考に整理した。

※既存の防災課題が全て解決する訳ではない

2/10

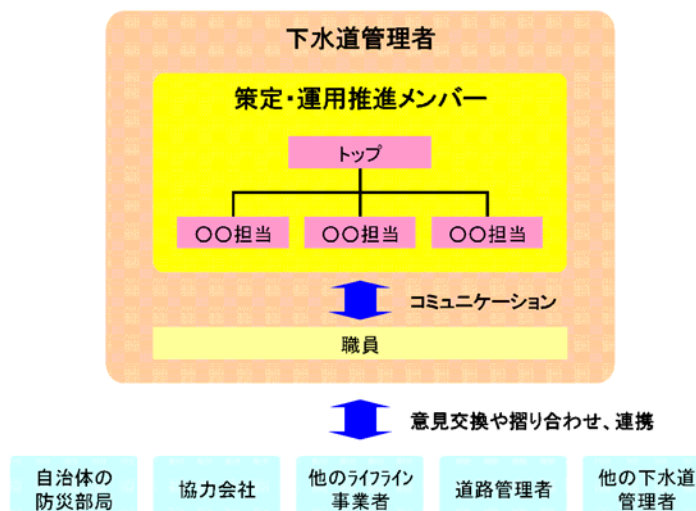
BCPのポイント

- (1) **トップの関与、関係者との協力**
- (2) **優先業務を特定する（何を？）**
- (3) **目標復旧時間を定める（いつまでに？）**
- (4) 事前に**対策**を検討・確保する
(どのように?)
- (5) 関係者とサービスの**共通認識**を持つ

3/10

BCPの策定・運用体制

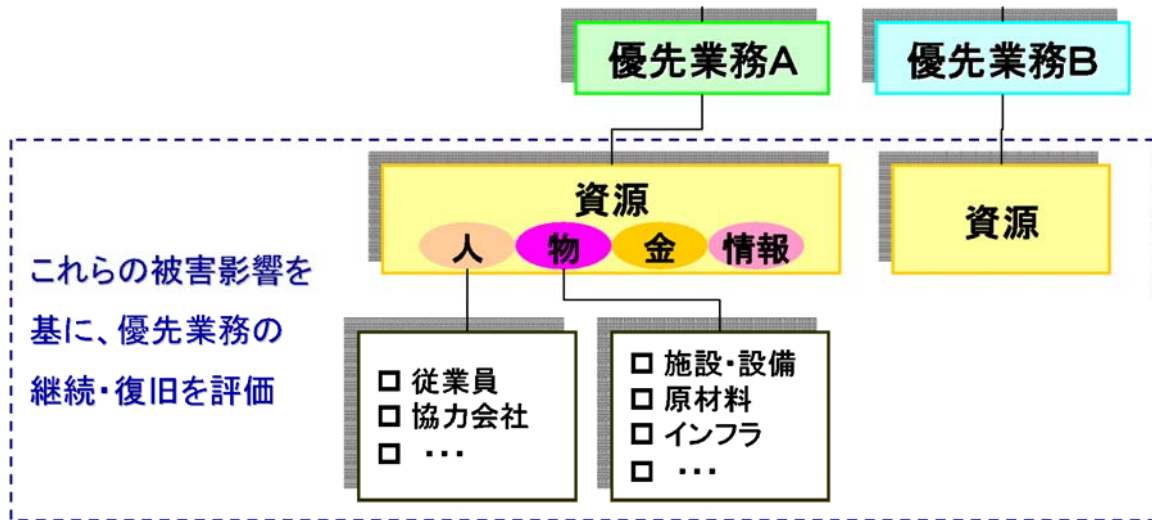
- **トップ自らが率先、組織規模や業務分担に応じて人選**
- **関係者等と摺り合わせ、全ての職員に周知**



4/10

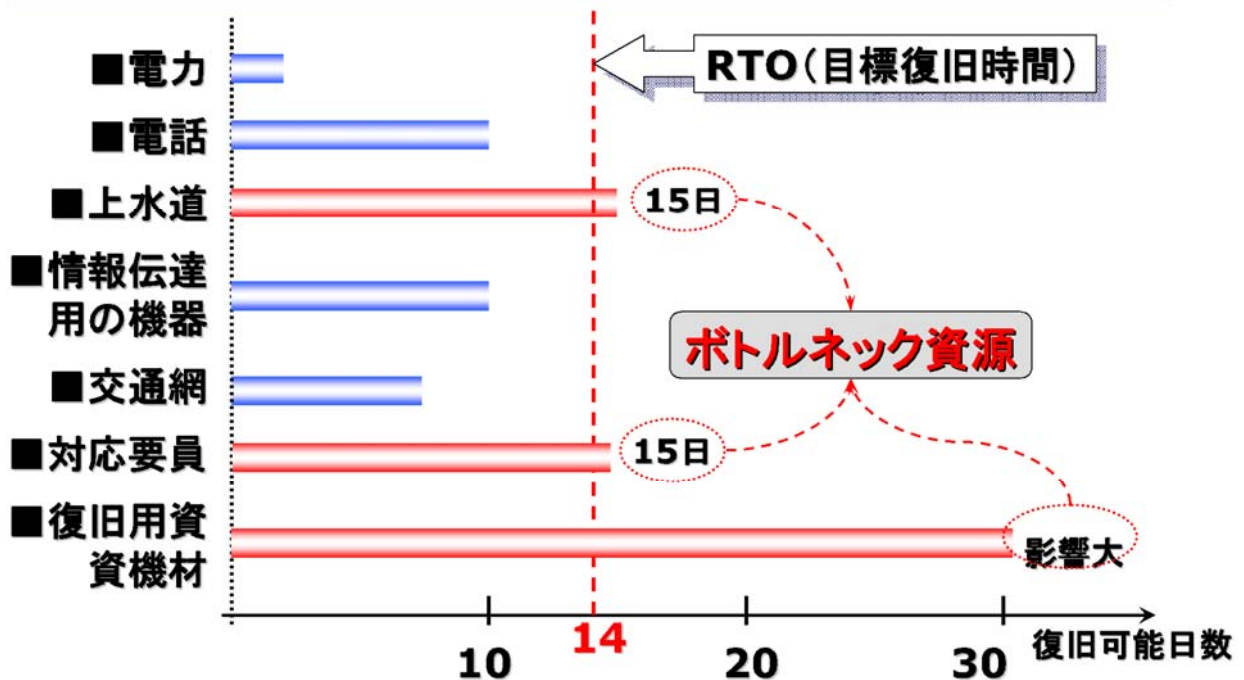
(手順)業務分析

優先業務と業務資源



5/10

(手順)ボトルネック資源の特定



6/10

継続目標の例(国土交通省、首都直下地震)

■ 時間(時期)

■ レベル

優先度

= 時期が早いか

≠ 重要度

首都直下地震応急対策業務

…首都直下地震発生時に国土交通省が果たすべき災害応急対策業務

復旧目標時間	開始すべき行動	国土交通省の活動		
		共通	交通確保・輸送活動	その他
1時間	●災害情報公表	・参集 他省庁・地方局連絡体制確立 ・情報収集		・被災建築物応急危険度判定士の調整
3時間	●省対応方針公表(大臣会見)	・緊急災対本部設置 ・第1回本部会議(情報集約と対応方針)	・緊急輸送(部隊移動、医療搬送)の調整	・官庁施設の緊急点検
12時間	●基幹的広域防災拠点の一部運用開始(政府) ・有明の丘/東原島	・緊急復旧・啓開のための調整 ・専門家や調査団の派遣調整 ・広域応援・支援の調整	・緊急輸送(物資、食料)の調整	・空き家情報提供のための調整
1日間	●最低限の緊急輸送基盤(道路、空港、港湾)確保		・広域支援部隊の進出のための緊急輸送ルートの一部供用 ・空港一部供用(ヘリのみ) ・港湾(一部耐震強化岸壁)供用	・被災住宅等緊急補修の電話相談窓口設置の調整 ・車検証の有効期間の伸長に係る連絡・調整
3日間	●主な緊急復旧完了・供用 ・緊急輸送道路/岸壁/空港/河川 ●危険度判定の広域応援 ・建築物/宅地 ●災害復興住宅の融資	・緊急対策のための予算調整	・幹線道路、防災拠点への緊急輸送道路の一部供用 ・空港一部供用	・被災地危険度判定の全国調整 ・災害復興住宅融資のための調整 ・直轄河川の緊急復旧完了(洪水対応) ・宿泊施設への浴場提供等依頼
1週間	●応急収容活動の実施		・港湾(耐震強化岸壁)全面供用	・応急仮設住宅建設支援 ・官庁施設緊急対策支援
2週間	●住宅再建・修繕支援			・住宅修繕支援隊派遣調整

出典:国土交通省業務継続計画

7/10

継続目標の例(国土交通省、首都直下地震)

一般継続重要業務

…国民の生命・安全の維持、国民の権利や財産の保全等のために継続することが必要な業務

復旧目標時間	業務のカテゴリー	代表的な国土交通省の業務
1時間	○即時に対応しなければ、直ちに国民の生命等に被害がおそれのある運行(航)管理、施設管理等業務	・航空路、空港及び航空保安施設の管理、運用 ・航空機の運航に関する許可、命令等
12時間	○首都圏以外の災害・事故等対応業務(警戒体制レベルの連絡調整ができる体制を確保)	・首都圏以外の交通機関、建築物、油汚染等の事故対応 ・首都圏以外での自然災害対応 ・河川情報の提供
1日間	○システムの停止が許認可業務等の処理にあたって全国的に影響を及ぼすようなシステム運用業務	・自動車登録検査業務電子情報処理システムの運用(バックアップ)
1週間以内~	○国民個人への資格の付与等、長期間業務が停滞すると、国民の権利・義務に直接相当程度の影響が生じる許認可業務 ※メルクマール:標準処理期間1ヶ月未満かつ月間平均処理件数1件以上	・水先人の免許更新等 ・航空機の耐空証明
1ヶ月~	○事業許認可等、一定期間業務が停滞しても社会的影響が比較的小さい許認可業務 ※メルクマール:標準処理期間1ヶ月以上または月平均処理件数が1件未満 ○政策の企画・立案等に関する業務	・旅行業の登録 ・倉庫業の登録

出典:国土交通省業務継続計画

8/10

下水道管理者に関する危機

- 地震（日本全国で発災の可能性）
- 水質事故
- 浸水被害（台風、集中豪雨が年々増加）
- 新型インフルエンザ（インフラ事業者は機能継続）
- テロ・犯罪（社会インフラはターゲットになりやすい）
- 火災
- 広域停電
- 集団食中毒
- その他

9/10

BCP策定動向

- 『**十年間でほぼ全ての大企業、過半の中堅企業がBCPを作成する**』（平成18年4月中央防災会議決定「地震防災戦略」）
- **主な国内動向（民間向け）**
 - 事業継続計画（BCP）策定ガイドライン（2005年3月、経済産業省）
 - 事業継続ガイドライン（2005年8月、内閣府）
 - 中小企業BCP策定運用指針（2006年2月、中小企業庁）
- **主な国内動向（行政機関向け）**
 - 中央省庁業務継続ガイドライン（2007年6月、内閣府）
 - 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（案）（2008年4月、国土交通省）
 - 中央省庁はほぼ策定済

10/10